

「定額減税しきれないと見込まれる方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付^(注)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。**

Ⅰ 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額が支給されます。

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律に対応することとされた方

Ⅱ 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

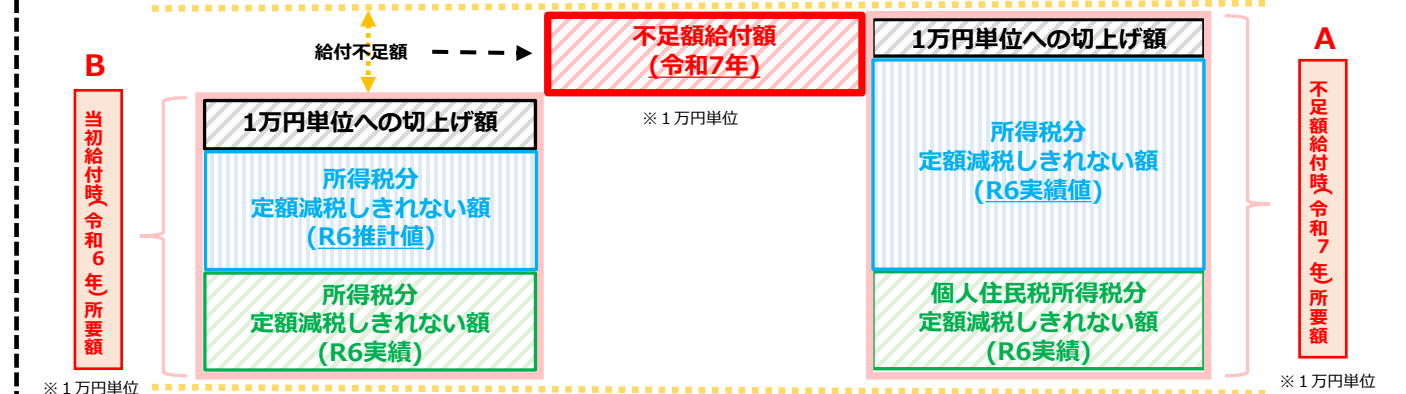
イメージ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{当初給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和6年)} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付金} \\ \text{不足額給付額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$

※A、B、Cそれぞれ1万円単位

【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

対象者の方には、西条市から「支給のお知らせ」「支給確認書」のいずれかが送られます。

● 「支給のお知らせ」が届いている方は、原則申請が不要です。

支給の辞退や支給口座の変更をしない場合、このお知らせに記載された支給日に、記載されている支給口座へ振り込まれます。

● 「支給確認書」が届いている方は、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒にてお早めにご返送ください。

支給日は、返送された書類を本市が受理した日から、おおむね3週間前後になります。

II 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方

● 「支給確認書」が届きますので、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒にてお早めにご返送ください。

支給日は、返送された書類を本市が受理した日から、おおむね3週間前後になります。

! 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（調整給付金）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを語る不審な電話や郵便があった場合は、西条市、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

・西条警察署 0897-56-0110 ・西条西警察署 0898-64-0110

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問合せ先

西条市役所本館 2 階
定額減税補足給付金事務室



0897-52-1386

受付時間 9:00～17:00

※詳しくは、西条市ウェブサイト、給付金・定額減税一体措置もご覧ください。

給付金・定額減税一体措置

検索

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>

西条市 不足額給付

検索

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/chiikishinko/teigakuhosoku-husokugakukyuuhu2025no2.html>

西条市HP



内閣官房HP

